

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

○宮城県議会定例会の招集 (財政課)	一
○保安林の指定施業要件の変更(二件) (森林整備課)	一
○道路の供用開始 (道路課)	二
○土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所)	二
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	二

## 告 示

○宮城県告示第百七号 平成三十年二月十五日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。 平成三十年二月六日 宮城県知事 村 井 嘉 浩	
○宮城県告示第百八号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成三十年二月六日 宮城県知事 村 井 嘉 浩	
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 気仙沼市唐桑町上鮎立六五、六九、七八の一から七八の四まで、一四二の一、一四三の一、浦六七の六	
二 保安林として指定された目的	

土砂の崩壊の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
- 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町上鮎立二一一の二、二一一の三、二七一・二七二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

潮害の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
- 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町鮎立二二七、二二八、宿浦二六七の二、二六八の二、浦一の二、三の二、四の二、五の二、六の四、東舞根二二二の二

## 2 保安林として指定された目的

魚つき

## 3 変更後の指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。  
鮎立二二七、二二八、宿浦二六八の二、浦一の二、四の二、五の二、六の四、東舞根二二

二の二

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する。

平成三十年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

- 大崎市三本木桑折字大松沢街道東一の五、一の一六、一の一七、一の一九から一の三五まで、字涎沢一五、一六の一、一六の三、一六の四、字三森山一の一、一の六から一の九まで、一の一六、一の一七、一の一七五（次の図に示す部分に限る。）、一の七六、字寺東一、字寺西三一の一、三二の一

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施設要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	高城停車場線	宮城県郡松島町松島字小梨屋六番六地先から同郡同町高城字帰命院下一一五番二三地先まで	平成三十年二月七日

○宮城県告示第百十一号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年一月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年二月六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 彰

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称 名取市愛島笠島字上平七十四番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 仙台市若林区連坊二丁目十二番四十八号シエ・

モア二百二

檀崎 秀樹